

令和8年2月3日

シマカンギク生植物の ToBRFV に係る緊急的な輸入検疫対応について

1. 経緯及び現状

- (1) *Tomato brown rugose fruit virus*(ToBRFV)は、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2の 36 項に規定される検疫有害植物であり、全ての国・地域に対して、我が国への対象植物の輸入に当たり、精密検定を要求しています(別紙参照)。
- (2) そのような中、我が国が ToBRFV の対象植物としていないシマカンギク (*Chrysanthemum indicum* (syn. *Dendranthema indicum*))生植物が、ToBRFV の宿主植物となる情報が得られました。
- (3) 栽培の用に供するシマカンギクの生植物(組織培養体を含み、種子及び果実を除く。以下同じ。)は、多数輸入されています(過去5年間合計約 3,800 件 244 万本)。

2. 対応

こうした状況を踏まえ、全ての国・地域に対し、シマカンギクの生植物について、輸出までに精密検定で感染が無いことを確認し、検査証明書にその旨を追記することを SPS 緊急通報により緊急的に要求します。本緊急措置は、令和8年2月 12 日(木)から適用されます。

3. 会員への情報提供のお願い

シマカンギク生植物が ToBRFV の宿主植物であることが新たに判明しました。このため、全ての国・地域に対して、SPS 緊急通報により、令和8年2月 12 日(木)以降、シマカンギクの生植物について、輸出までに精密検定を行って ToBRFV に侵されていないことを確認し、検査証明書にその旨を追記することを緊急的に要求する予定です。つきましては、輸出国の検査体制が整うまでの間、シマカンギクの生植物の輸入を極力控えるようお願いします。

本措置は令和8年2月 12 日(木)に発効しますが、輸入検査現場においては、措置の発効日から 30 日間は移行期間とし、検査証明書への追記が無く、植物防疫所の輸入検査で病徴が認められた場合、精密検定を実施します。精密検定で陽性となった場合、当該荷口は廃棄又は返送となりますのでご承知おきください。

対象植物の組織培養体の輸入に当たっては、精密検定に供する試料の採取の

ため、容器を開封する必要があることから、雑菌による汚染が生ずる可能性があること及び輸入検査時に荷口を留め置くため、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があることについてもご注意ください。

また、シマカンギク以外のキク属の生植物(組織培養体を含み、種子及び果実を除く。)を輸入する際には、種小名の記載のある検査証明書等を提出するよう、よろしくお願い致します。

輸入検査の際、検査証明書等でシマカンギク以外のキク属であることが確認できない場合は、対象植物として取扱う可能性がありますので、ご承知おきください。

植物防疫法施行規則別表2の2 36 項

地域	植物	基準
三十六 全ての地域	いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあおげいとう、いぬほおずき、ウエロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぽぽ、せいようひるがお、ソラヌム・エラエアゲニフォルウム、トマト、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、ポリカルボン・デトラフイルム、マルウア・パルウィフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> に侵されていないことが特記されていること

参考：植物防疫所ホームページ (https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html)